



外国検査機関の検査データの 受入れの仕組み

小林 恭一

消防庁予防救急課 国際規格対策官

本年4月から、消防用機械器具等に関する検定制度において、外国検査機関の検査データの受入れ制度がスタートする。この制度の仕組みについては、十分理解されていない方も多いようなので、本稿を借りて、一問一答の形でその内容や考え方を解説することとしたい。

問1 4月1日から、ULやFMの検査に合格している消火器などは、自由に日本に輸入できると聞きましたが本当ですか。

答] 違います。たとえULやFMの検査に合格していても、日本の消防法に基づいて日本消防検定協会（以下「協会」という。）の検定を受けなければ、消防用機械器具等を日本国内で販売することはできません。

問2 それでは「外国検査機関の検査データの受け入れ」とはなんですか。

答] 信頼できる外国検査機関が、日本の消防法による規格（いわゆる「規格省令」）に基づいて試験を行った場合には、協会はその試験結果を信頼し、改めて同じ試験を行わないということです。

問3 「信頼できる」外国検査機関とは、どんなものですか。民間の試験機関でも良いのですか。

答] 協会は、消防法により、消防用機械器具

等の唯一の検定機関として位置づけられており、その能力、公平性等についても、法令で職員の資格や義務などを初め、唯一の検定機関として協会が満たすべき要件が厳しく定められています。従って協会が検査データを受け入れることとする外国検査機関も、同程度の能力や公平性を備えていなければなりません。

このため、消防庁では、消防法施行規則第43条第2項で、能力や公平性に問題のある外国検査機関の検査データを受け入れるべきではないとし、さらに昨年12月15日に消防庁次長名で、協会に対し、外国検査機関の具体的な要件等を通達しました。これが「ガイドライン」と呼ばれているものです。

ガイドラインの内容は、外国検査機関の能力と公平性に関する要件等を列記したのですが、外国検査機関が日本の消防法による規格に基づいて試験を行うことができるための適切な方法を有することも重要な要素となっています。

逆にこのような要件を満たせば、必ずしも公的試験機関である必要はなく、外国の民間の検査機関の検査データでも受け入れることになります。

問4 「信頼できる外国検査機関」は、どのように決めるのですか。ULなどの有名な検査機関の検査データなら、そのまま受け入れるのですか。

答] たとえULであっても、協会がその検査データをいきなり受け入れるわけにはいきません。協会に検査データを受け入れてほしい外国検査機関は、まず協会にその旨の申請を行う必要があります。協会は申請に基づいて当該外国検査機関の能力や公平性等を審査し、ガイドラインの要件を満たしていれば「協会が検査データを受け入れる外国検査機関」として指定し、検査方法や書類のやりとりの方法、双方の義務等を含めて協会と当該外国検査機関とが契約を締結することになります。

長い伝統を有する国際的な認証制度のもとで消防用機械器具等の検査機関として十分な実績を有する外国検査機関については、審査の際に審査事項を簡略化しています。

問5 外国の消火器等の製造業者が外国検査機関を活用して日本に輸出しようとする場合には、具体的にどのような手続きになるのです

よう。

答] ① 外国製造業者は、まず、協会と検査データの受け入れについて契約を結んでいる検査機関（以下「指定外国検査機関」という。）に、日本に輸出しようとする消防用機械器具等について型式試験のための検査データ作成の依頼をします。

② 指定外国検査機関は、依頼があると当該消防用機械器具等について、日本の規格省令に基づき、協会が行うのと全く同様の試験を行い、検査データを作成して、依頼者である外国製造業者に渡します。

③ 外国製造業者は、当該検査データを添付して1の見本品とともに協会に型式試験の申請をします。

④ 協会は、添付された検査データとの1の見本品とにより型式試験を行い、その結果に意見を添えて申請者に通知します。

⑤ この後の申請者からの自治大臣への型式承認申請その他の手続きは、国内

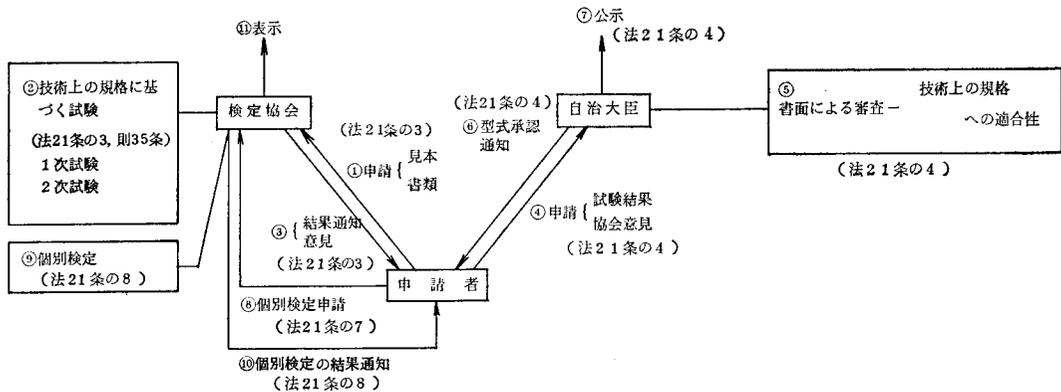


図1 現行制度

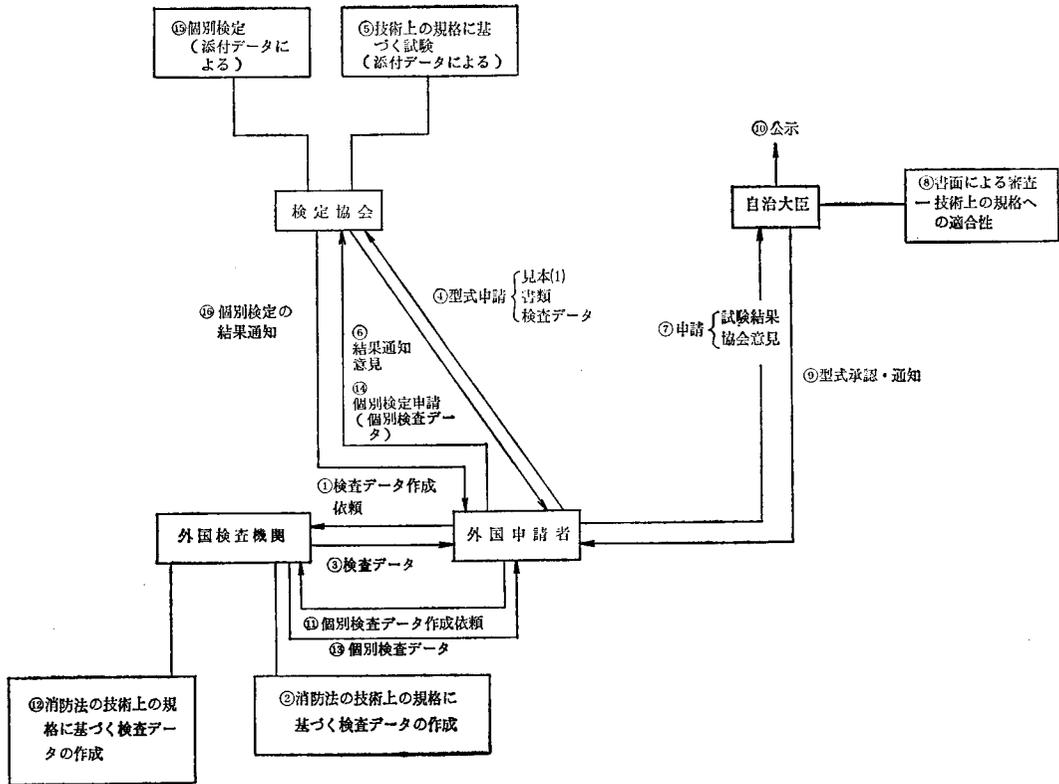


図2 外国検査機関を活用する場合

製造業者と全く同じです。

⑥ 個別検定の実施方法についても同様です。指定外国検査機関は協会が実施する方法と全く同じ方法で抜き取り検査を行い、その個別検定にかかる検査データを作成し、外国製造業者に交付します。協会は、外国製造業者の申請書に添付された検査データの内容を検討することによって個別検定を行うこととなります。(図-1、図-2 参照)

問6 ずい分複雑な気がしますが、外国製造業者にとって、指定外国検査機関を活用することにメリットはあるのでしょうか。

答] 指定外国検査機関は、協会契約を結ぶ以上は、日本の検定制度の仕組みと、日本の規格について熟知することとなります。外国

製造業者は、そのような検査機関に一種のコンサルティングを受けながら、しかも自国語で（日本語を使わずに）事実上の試験を受けることができるのですからメリットは十分あるでしょう。

問7 しつこいようですが、協会が受け入れる検査データは、あくまでも日本の規格に基づくものですね。

答] そのとおりです。他の国や、他の機関の規格に基づく検査データを受け入れたのでは、日本国内の規格の一元性が崩れてしまい、消防法の体系がこわれてしまいます。現行の消防法を前提とする制度ですから、日本の規格に基づく検査データしか受け入れることはできません。

問8 それでは、「工業製品の輸入促進」のた

めには「外国検査データの受け入れ」は、どのような意味合いがあるのでしょうか。

答] 消火器を例にとって言えば、「消火器は、結局のところ火を消すのが目的であるから、試験方法が多少異なっても、その結果を専門家が見れば、火を消す性能が十分かどうかは判定できるはずである。従って、他の信頼できる検査機関が行った検査データが添付されていれば、改めて検査を行うべきではない。」という考えをもつ向きがあります。

しかし、このような考え方に無理があるので、製品を実際に作ったり、検査にあたっている人々にとってはこの様な考え方はあまりにも乱暴な考え方でしょう。実際にはたとえば消火試験用の模型（クリブ）の材質や形状が少し変わっただけで、消火器の性能の現われ方が大きく違ってきてしまうのですから、試験方法が違って、なお規格の一元性を保つということは実際上極めて困難であり、だからこそ、ISOの場で、各国が規格の末梢とも思える端々にこだわって激論をたたかかせているのでしょう。

諸外国も我が国の規格そのものを直せといっているわけではありません。

「日本の規格に基づく検査データを受け入れる」という今回の仕組は、我が国の規格は変えない、規格の一元性を守る、という前提でとったせいっぱいの措置と言って差し支えないでしょう。

外国製造業者が消防用機械器具等を日本に輸出しようとする時、もし現在製造している製品が日本の規格にあわなければ、日本向けの製品を新たに開発（ちょっとした手直して済む場合もあるかも知れませんが）する必要が出てきますし、もちろんULの認定を取得した際にULが実施した試験の結果を添付してきても協会がそのまま受け入れるわけにはいきません。

「外国検査データの受け入れ」は問5で述べた手続きで行われるわけですし、「受け入れ」の意味合いは、問6で述べたところにつきるのです。

なお近い将来、消防用機械器具等の国際規格がISOの場で定まってきて、各国や日本がそれぞれの規格を国際規格に統一させた場合には様子はかなり違ってきます。外国の製造業者が作っている製品はすべて日本の規格にも適合するわけですし、逆に日本の製品も外国の規格に合うこととなります。

そうなれば、「外国検査機関の検査データ」の受け入れという制度は消防用機械器具等の国際流通に大いに寄与することとなるでしょう。

このように考えると、ISOの場における国際規格の検討がこの制度の創設によって、一段と重要性を増したとも言えるでしょう。我が国が関係者あげてISO規格の作成に積極的に参画すべき必要性はますます高まっているのです。